

# 古代女帝の成立 — 太后と皇祖母 —

仁藤敦史

The Emergence of Women Monarchs in Ancient Japan: *Okisaki and Sumemioya*

はじめに

- ① 太后は大王の嫡妻か
- ② 太后の国政参与と女帝即位  
おわりに

## 【論文要旨】

本稿の目的は、近現代における女帝否認論の主要な根拠とされている「男系主義は日本古来の伝統」あるいは「日本における女帝の即位は特殊」という通説を古代史の立場から再検討することにある。

女帝即位の要件として、即位年齢・資質・宮経営・経済的基盤・大王の嫡妻⇨太后制などの要素を再検討したうえで、性差や王権構造を組み込んだ女帝論が現在求められている。令制以前には現キサキと元キサキの区別が存在せず、そのうちで最上位の者を示す称号が「太后（オオキサキ）」であった。現大王即位による生母への追号が例外なく「皇太后（オオキサキ）」とされるのは、単なる令制の『日本書紀』への反映ではなく、実子の即位が最有力化の大きな条件であったからである。実子の即位により尊号は変化するものであり、『古事記伝』以来の嫡妻⇨太后から大御母への拡大という通説は疑問となる。ただし、大王と同じく太后の身分は終身であり、その死により入れ替わるので、元キサキが死没すれば現キサキのなから太后嫡妻が二次的に出現す

る可能性は存在した。実子の即位という結果を重視して嫡妻の地位が遡って明確にされたのであり、欽明朝以降、生母・嫡子の関係が一つの血筋に限定化することによって王族の觀念が歴史的に発生した。太后（現大王の実母）または皇祖母（皇統譜上の母）という王族内部における女性尊長としての立場と、キサキ宮経営の実績により、執政能力が群臣に承認されれば、次期大王の指名や一時的な大王代行を経ることにより、女帝の即位は、有力な王族たる大兄・皇弟が若年の場合より優先された。

結論として「女帝中継ぎ説」の根拠は薄弱であり、「皇位継承上困難な事情」とは男性による即位ができないという以上の説明しかなされていない。性差や王権構造を組み込んだ女帝論ではなかった。草壁—文武—聖武と持統—元明—元正の即位は宣命や律令により同じレベルで正統化されており、父子継承のみを強調するのは一面的な評価と考えられる。

## はじめに

本稿の目的は、近現代における女帝否認論の主要な根拠とされている、「男系主義は日本古来の伝統」あるいは「日本における女帝の即位は特殊」という通説的見解を古代史の立場から再検討することにある。<sup>①</sup>

こうした主張は古代史では井上光貞の「古代の女帝」により代表される。それによれば「天皇がなくなつた後、なんらかの政治的事情のため、皇位継承法上、当然即位すべき皇子の即位がはばかられ、便宜の処置として皇太后が位についた」「本来女帝とは、皇太后が皇嗣即位の困難なとき、いわば仮に即位したもの」と解釈されている。<sup>②</sup>すなわち、女帝即位は、「皇位継承上の困難な事情のある時」出現し、我が国固有の長子相続的な皇位継承法たる大兄制へ回帰するための「便宜の処置」「仮の即位」と位置付けられ、皇太后が即位した令前の女帝に本質があるとされている。

ただし、こうした古代女帝の中継ぎ説とも呼ぶべき通説的見解に対しては、多くの批判も存在する。奈良時代の元正や孝謙など皇后（皇太后）を経験しない女帝の即位が説明できないとするものから、讓位制や皇太子制の確立しない律令制以前の段階に中継ぎは無意味であるとする議論がある。<sup>③</sup>また男性父子継承を前提とする議論に対しては、中継ぎ論の前提となっている「長子相続的な皇位継承法」<sup>④</sup>大兄制の存在自体を疑問視する見解があり、近年では男女の性差を前提としない中継ぎは必ずしも女帝に限定されないとする説も提起されている。<sup>⑤</sup>

私見によれば、こうした従来の議論だけでは第一に「女帝」を律令条文（継嗣令1皇兄弟条本注）に規定したことの積極的意味、第二に持統太上天皇以降、多くの女性の太上天皇を必要とした点、第三に孝謙天皇を例外として女帝に立太子が必要とされていない点、などに対する説明

が不十分であると考える。即位年齢・資質・宮経営・経済的基盤・大王の嫡妻<sup>⑥</sup>大后制の存否などの要素を総合的に再検討したうえで、性差や王権構造を組み込んだ女帝論が現在求められていると考える。

## ①大后は大王の嫡妻か

通説によれば、皇太后が即位した令前の女帝にその本質が求められてきた。女帝論の前提としては、律令制以前の大后制を検討する必要がある。大后は、大王の嫡妻的地位を示す用語とされ、その開始時期は『古事記』『日本書紀』の用例が問題となる。

すでに指摘があるように『日本書紀』は初代神武天皇からすべて「皇后」の記載で統一し、「大后」は天智紀にのみみえる。反対に『古事記』はわずかに普通名詞的な「皇后」表記が仲哀・安康・清寧段にみえるのみで、「大后」表記は仲哀・仁徳・継体段の注記的な記載に限定される。さらに、『古事記』では皇妃の序列は明記せず、『日本書紀』と記載順が異なっていることからすれば、『古事記』『日本書紀』編纂の基本史料となった原「帝紀」が成立した時期には后妃の序列は明確化していなかったと考えられる。通説では『古事記』『日本書紀』の構成が顕宗紀までほぼ一致していること、『日本書紀』の旧辞的記載が継体紀で終わっていることを根拠に、「帝紀」「旧辞」の成立期を継体朝以降としている。<sup>⑦</sup>一方、推古朝と推定される法隆寺釈迦三尊光背銘や天寿国繡帳銘には「大后」の用例がみえる。

以上によれば、顕宗―継体朝以降、推古朝までの間に后妃の序列化が一応想定される。従来の諸説も、共治者・輔政者としての地位に着目する小林敏男氏の継体朝手白香皇女説<sup>⑧</sup>、殯との関係に注目する吉田晶氏の安閑朝春日山田皇女説<sup>⑨</sup>、『日本書紀』の皇族皇后記載を疑う成清弘和氏の欽明朝聖塩媛説<sup>⑩</sup>、彦人大兄皇子の擁立を強調する山尾幸久氏の敏達朝広姫

説、私部の設置を重視する岸俊男氏の敏達朝炊屋媛説<sup>(14)</sup>などが提起され、おおむね継体朝から推古朝の間をその制度の画期として想定していることから、以下では顕宗天皇の擁立に関係したと伝える飯豊以降の有力女性王族を個別に検討する。

### (一) 飯豊

まず『古事記』に顕宗・仁賢のオバと伝承される飯豊は、『日本書紀』顕宗即位前紀に「臨朝秉政（ミカドマツリゴトシタマウ）」との記載がある。これは『日本書紀』持統即位前紀に「臨朝称制（ミカドマツリゴトキコシメス）」として大王代行後に即位した持統の例とは異なり、殯の期間に相当し、即位を前提としない一時的な大王代行であったと考えられる<sup>(15)</sup>。具体的には清寧没後に「天下治すべき王無し」という状況において「問ニ日嗣所知之王」（日嗣所知せる王を問う）とあるように、次期大王の指名が大きな役割であったと考えられる<sup>(16)</sup>。

こうした権力行使の背景には、「倭辺に 見が欲しものは 忍海の この高城なる 角刺の宮<sup>(17)</sup>」と歌われた清寧朝における「忍海角刺宮」経営の実績は無視できない。

『日本書紀』清寧三年七月条

飯豊皇女、於二角刺宮一、与夫初交。

『日本書紀』顕宗即位前紀

天皇姉飯豊青皇女、於二忍海角刺宮一、臨朝秉政。自称二忍海飯豊

青尊一。

『古事記』清寧段

市辺忍齒別王之妹、忍海郎女、亦名飯豊王、坐二葛城忍海之高木角刺宮一也。

すなわち、「記紀」の系譜伝承によれば、彼女は当時の大王たる清寧の「允恭」系とは異なる「履中」の王系に属しており、同じ王系の顕宗や仁

賢との関係において、とりわけ女性年長者の立場にあったと考えられる。「履中」系「王族」による女性年長者の宮経営として「忍海角刺宮」を位置付けることができる。ちなみに、彼女の別名は「忍海部女王<sup>(18)</sup>」とも称し、宮へ貢納奉仕する集団としての忍海部の主人としても位置付けられる。忍海部は、本来は鉄工などの渡来系技術者集団であり、彼らによる鉄生産は宮経営の有力な経済的基盤であったと考えられる。おそらく、清寧の「允恭」系王族が断絶した時点において、「忍海角刺宮」を経営する「履中」系「王族」の女性長老たる飯豊の存在が注目され、殯の期間における一時的な大王代行<sup>(19)</sup>臨朝秉政に加えて、次期大王の指名が可能となったと考えられる。

五世紀の「倭の五王」段階における男系世襲という議論は、「記紀」を前提に中国史料たる『宋書』の倭王の朝貢記事を解釈することにより成り立つ議論であり、必ずしも自明なことではない。中国側の記録自体を吟味する必要があり、百済王の事例によれば、朝貢により爵号を受けた王を単純に父系継承で系譜化したものであり、朝貢しなかった王は記録されておらず、父子の記載があっても父子関係がない王が確実に交じっており、逆に血脈記載がない場合は王脈上の断絶が確認される<sup>(20)</sup>。

また、近年の系譜研究によれば、稻荷山古墳出土鉄剣銘の系譜は父子関係ではなく地位継承次第であり、古い時代の天皇系譜の父子直系系譜も、王の継承次第を後に父子関係に読み替えたものと推定されている<sup>(21)</sup>。おそらく「倭の五王」段階では、巨大前方後円墳の動向をも加味するならば、少なくとも二つ以上の王系が存在し、王位を継承していたことが想定される。したがって、欽明朝以降に明瞭化する王統と比較するならば、王位や王権自体は存在しても王族や皇親氏族の概念は確立していなかったことになる<sup>(22)</sup>。「倭の五王」段階に顕著であった外向きの「軍事王」としての性格は、対外的な軍事活動の失敗により、新たに卓越した軍事指導者を求めて王や王系を交替させようという不安定性を絶えず内包していた

と考えられる。<sup>(25)</sup>

すなわち、大王継体以前の王系は複数の王系が存在し、欽明朝以降において血統の固定化<sup>(26)</sup>、「王族」の形成がなされた位置付けられる。複数の王系が存在したとすれば、「軍事王」として推戴される選択肢は幅広くなり、当初から女性性が性差により排除されていたわけではないが、結果として「倭の五王」は男王に限定されたと考えられる。飯豊が注目されたのは、允恭系王族の断絶という状況において、元キサキではないが、履中系「王族」の女性尊属たる有力者（皇統譜上の母<sup>(27)</sup>後の皇祖母の立場）として安定的な王権継承の安全弁として活動したと考えられる。<sup>(28)</sup>

## (二) 手白香

伝承によれば継体皇后手白香皇女は仁賢の娘で、武烈の姉、欽明の母として位置付けられている。『古事記』武烈段の「合レ於ニ手白髮命一、授ニ奉天下<sup>(29)</sup>一也」との記載を重視するならば、継体は「応神五世孫」というだけではなく、前王系の娘との婚姻により即位の正統性を主張できたことになる。<sup>(30)</sup> さらに継体紀にみえる「立ニ皇后手白香皇女一、修ニ教于内<sup>(31)</sup>」の記載を重視して、キサキの国政参加を強調する見解もある。<sup>(32)</sup> しかしながら、後宮に関することを修めさせたところ、明らかに律令制下の皇后の位置付けを反映した漢文修辭であり、継体の「太子」とされた勾大兄（安閑）に対する「宜処ニ東宮一、助レ朕施レ仁、翼レ吾補レ闕<sup>(33)</sup>」との記載も考慮するならば、律令制下の皇后・皇太子のあるべき位置付けを投影した漢文的修飾が継体紀ではなされていることになる。また、大王継体には、安閑と宣化の実母で、「元妃<sup>(34)</sup>」と記載された即位前からの妃である尾張連草香の女、目子媛の存在も無視できない。手白香の血統上の位置付けは重要であるが、国政参与とは区別する必要がある、後宮を修めさせたという「修教于内」を除けば「皇后」としての国政参加の記事は意外にみられない。手白香が『古事記』に「大后」（継

体段）と注記されるのは、実子たる欽明に対して「維城（モウケノキミ）」<sup>(35)</sup> さらには「嫡子<sup>(36)</sup>」と記載されることとの対応関係がある。後述するように、安閑・宣化に対して欽明の即位の正統性が強調される必要から、遡って実母に対して「大后」と表記されたと考えられる。

手白髪について継体即位中の政治関与の記載はほとんどみられないのに対して、経済的基盤にかかわって、名代たる「三種白髮部」設置記事は注目される。

『日本書紀』継体元年二月甲午条

大伴大連奏請曰、臣聞、前王之宰レ世也、非ニ維城之固一、無ニ以鎮ニ其乾坤一。非ニ掖庭之親一、無ニ以繼ニ其跡尊一。是故、白髮天皇無レ嗣、遣ニ臣祖父大伴大連室屋一、每レ州安ニ置三種白髮部一、ハ言ニ三種一者、一白髮部舍人、二白髮部供膳、三白髮部靱負也<sup>(37)</sup>以留ニ後世之名一。嗟夫、可レ不レ愴歎。請、立ニ手白香皇女一、納為ニ皇后一、遣ニ神祇伯等一、敬ニ祭神祇一、求ニ天皇息一、允答ニ民望一。天皇曰、可矣。

この説話は、単純な経済的基盤の設定記事ではなく、『日本書紀』における万世一系の主張を含んでいると考えられる。重要な点は、允恭系「王族」の「白髮天皇」（清寧）に跡継ぎが絶えたことを前提にしている点である。そもそも、「無下可レ知ニ日統<sup>(38)</sup>一之王上<sup>(39)</sup>」、「元無ニ男女一、可レ絶ニ繼嗣<sup>(40)</sup>一」とあるように、応神五世孫たる継体即位は、仁徳から武烈の間に跡継ぎが絶えたことを大前提としている。継体の血脈としては応神から継体に至る直系と跡継ぎが絶えた仁徳―武烈の傍系という扱いになる。「記紀」の伝承によれば、名代は子がないため名前を残すという名目で設定された王族の経済的基盤としての部民であるが、仁徳から武烈の間に『古事記』の御名代伝承が限定されている点が指摘できる。同様に、仁徳から武烈間には「記紀」に後裔氏族の伝承がみえず空白とされている。同じ理由から、天武八姓の筆頭たる真人姓氏族は、継体以

降の分かれとなっており、仁徳―武烈間の「無嗣」が強調される構成になっている<sup>(34)</sup>。こうしたことを前提にして、皇后への名代設定が、前王系の継承という意味を持つとともに、名代としての部民奉仕を歴史的に正当化する根拠ともなっている。したがって、「三種白髪部」の設置記事は、清寧とは直接の血縁関係にない仁賢の娘たる手白髪への御名代設置に重点があり、皇后立号記載は欽明即位の正統性において意味があったと考えられる。続く安閑朝においては、「請為二皇后・次妃一、建二立屯倉之地一<sup>(35)</sup>」とあるように、子のない四人のキサキを対象として屯倉を設定している。これによれば「皇后」だけでなくキサキ一般への経済的基盤の付与が行われており、第一義的には前王統の継承と経済的基盤の継承および拡充の目的で、キサキへの名代や屯倉付与は意味があったと位置付けられる。大王のキサキ全般の扱いが向上したことは明らかであるが、必ずしも嫡妻たる「大后」の差別化とは直結しない政策である。

手白髪には、大王のキサキとして顕著な国政参与の証拠はみつからなかったが、実子が即位した欽明朝には、次のような記載がある。

『日本書紀』欽明即位前紀

尊二皇后一曰二皇太后一

従来、尊号を与えられたこの「皇后」は血縁関係にない安閑「皇后」たる春日山田と考えられることが多かった<sup>(36)</sup>。しかしながら、この場合は、春日山田ではなく欽明生母たる手白香がふさわしいと考えられる。その根拠は、第一に公式令36平出条の義解によれば「天子母登二后位一者為二皇太后一」とあるように、律令制では先帝の皇后でも子孫が即位しない場合は称しない規定であった<sup>(37)</sup>。第二に『日本書紀』の皇太后記載は例外なく現大王の生母を指していることが指摘できる<sup>(38)</sup>。綏靖から垂仁、成務、応神、仁徳、安康、そして欽明、敏達などの事例が知られるが、律令制的な潤色を除けば、生母以外の皇太后の例は存在しない。とりわけ綏靖以降しばらくは父子継承であり、現大王の生母は前大王の妻と重な

る。例外となるのは、実子の即位以前に「皇后」が死去した場合で、垂仁皇后の日葉酢媛、仁徳皇后の磐之媛、敏達皇后の広姫の例が指摘できる。しかしながら、垂仁皇后の日葉酢媛が景行朝に皇太后とならないのは、すでに垂仁朝に死没していたからで、同様に仁徳皇后の磐之媛が履中朝に皇太后とならないのも、仁徳朝に死没していたからで、王族でないことは問題となっていない。また、敏達皇后の広姫が皇太后にならないのも子が即位せず、敏達朝に死去していたからと考えられる。以上によれば、皇太后の追贈に王族・非王族の別は必ずしも当てはまらないこととなる。

注目すべきは、皇太后の追贈記事ではしばしば「皇后(キサキ)」を尊んで「皇太后(オオキサキ)」としたと訓まれている点である。オオキサキとは本来的には現キサキに限らず、元キサキを尊んで称したのがはじまりであったとする指摘に従うならば<sup>(39)</sup>、現キサキと元キサキに律令制下のような本質的区別を設ける必要はなくなることとなり、現キサキと元キサキを含めて最上位に位置付けられた人物がオオキサキに位置付けられる。その場合の基準は、未だ形成途上にある「王族」範疇の適用ではなく、実子が即位することや最年長であることなどが主要な基準となり、本来は実子の即位を契機として与えられる称号で、「記紀」では「皇后」段階に遡って用いられたと考えられる。

欽明朝の皇太后(オオキサキ)追号が手白香だとすれば、「大后」号は継体朝からの称号ではなく、欽明朝段階の追称の可能性が考えられる<sup>(40)</sup>。すなわち、追号の意味は、元キサキたる春日山田皇后(皇統譜上での母||皇祖母スメミオヤ)と実母のキサキたる手白香皇后(生母||大御祖オオミオヤ||皇太后)の序列化が欽明朝の成立において必要であったと考えられる。

(三) 春日山田

伝承によれば安閑「皇后」の春日山田は仁賢の娘として位置付けられている。前述の手白髪の場合と同様、「皇后(キサキ)」段階の執政記事は乏しいが、宮経営や経済的基盤についての記述は比較的豊富である。

まず、すでに安閑の皇太子時代には「太子妃」の「殿(ミヤ)」との表記があり、さらに安閑朝にも「後宮内寝(キサキノミヤノオオト)」との記載が確認され、キサキ宮の経営の可能性が指摘できる。一方、経済的基盤としては、「太子妃」時代からの経済的基盤として「匝布屯倉」<sup>(43)</sup>がみえ、東国の屯倉と後宮とのつながりを示す記載としては「伊葛屯倉」<sup>(44)</sup>の献上記事がみえる。「春日皇后」への「春日部采女」<sup>(45)</sup>の献上伝承は、先述した「三種白髪部」設置伝承と同じく、キサキによる前王系の継承(雄略・仁賢に関係する春日部)という継体朝の万世一系のイデオロギー政策を前提とする貢納奉仕制度の継承・拡大に重点があったと考えられる。さらに、「詔曰、皇后雖三體同二天子一、而内外之名殊隔。亦可下以充二屯倉之地一、式樹二椒庭一、後代遺上レ迹」という理由で「簡二沢良田一」<sup>(46)</sup>として河内県の「雌雉田」を皇后へ献上した記載がある。ここにも律令的な皇后像の投影がなされているが、天子と皇后の居所を区別し、皇后の宮殿たる「椒庭(ウチツミヤ)」を創設し、その経済的基盤を整備したとの記載はキサキ宮の経営とその経済的基盤の創出という密接な関係において注目される。<sup>(47)</sup>ただし、注意すべきは春日山田に対するこうした経済的基盤の付与は、「皇后」たる地位に対して限定的に行われたわけではなく、彼女を含む四人のキサキを区別せず平等に屯倉を設定している点である。すなわち、「請為二皇后・次妃一、建二立屯倉之地一」<sup>(48)</sup>とあるように、春日山田だけでなく、「次妃」たる狭手媛には小墾田屯倉、香香有媛には桜井屯倉、宅媛には難波屯倉が同じく与えられている。これによればキサキ一般への経済的基盤の創出が行われており、大王の嫡妻たる大后の特権的な地位の確立という段階に至っていないこ

とが確認される。

このように、安閑の有力なキサキとしての春日山田は宮経営と経済的基盤の設定については顕著であるが、執政記事はみられなかった。ところが、欽明の即位において重要な役割を果たすことになる。すなわち、「請諸臣等、早令三登レ位光二臨天下」<sup>(49)</sup>とあるように前大王のキサキによる次期大王の指名がなされたことは注目される。彼女は大王安閑の有力なキサキであったが、大王継体のキサキであり、欽明の生母(大御祖オオミオヤハ皇太后)たる手白髪との関係では、直接の血縁関係になく前大王のキサキとして皇統譜上の擬制的母たる皇祖母(スメミオヤ)として位置付けることができる。両者の年齢における上下関係は明らかではないが、婚姻順と想定される『古事記』仁賢段の系譜記載によれば、手白香(第一キサキの第四子)より春日山田(第二キサキの第一子)が年長であった可能性も高い。欽明即位時において、いわゆる安閑・宣化との「二朝対立」状態を想定するならば、両者の政治的な序列関係は微妙であったと考えられる。

欽明への即位要請に先行して、春日山田は欽明から「明閑二百揆」<sup>(50)</sup>により即位要請されている。これは、欽明が「幼年浅レ識、未レ閑二政事」であることを理由としている。欽明の「幼年」記載については、「幼年であったとは考えがたい」とする見解もある。<sup>(51)</sup>欽明の生年については「記紀」に明記されないが、継体の特異な即位事情によれば、継体元(五〇七)年の手白髪「立后」以前の出生は想定しにくいので、翌年の生まれとしても宣化四(五三九)年の段階では、三二歳より若いと想定される。欽明即位を「二朝対立」を想定して早める立場をとればさらに即位年齢は若かったことになる。後代の史料であるが『皇代記』が欽明三十二(五七二)年の享年を六三歳(即位時三一歳)とする想定は大きな間違いではないと考えられる。即位時に三〇歳前後という年齢が、大王即位において謙讓的の修辭としても「幼年」と位置付ける感覚は、必ずしも

特異なものではないと考えられる。

この妥当性を示すため、即位時の大王・天皇の年齢を後代の史料も補足的に用いて妥当性の高い年代を示すならば、以下のような<sup>(52)</sup>になる。伝承的要素の強い「記紀」の武烈以前を除くならば、まず継体の即位年齢は、享年八二歳、治世は二五年とあり即位時五八歳となる。安閑は享年七〇歳、治世は二年とあり即位時六九歳。宣化は享年七三歳、治世は五年とあり即位時六九歳。敏達の享年は不明だが、『皇代記』『紹運録』などは四八歳とし、治世は一四年とあり、即位時は三五歳。用明の享年は不明だが『神皇正統記』などは四八歳とあり、治世三年とすれば、即位時は四六歳。崇峻の享年は不明だが、『紹運録』には七三歳とし、治世五年とすれば、即位時六九歳。舒明の享年は不明だが、『紹運録』『一代要記』は享年四九歳とし、治世一三年とすれば、即位時三七歳。孝徳の享年は不明だが、同母姉の皇極が推古二（五九四）年生まれと推定されることからこれ以降の誕生であり、推古四（五九六）年生まれとすれば享年五九歳、治世一〇年とすれば、即位時五〇歳。天智の享年は、舒明十三（六四一）年に一六歳とすれば享年四六歳、治世四年とすれば、即位時四三歳。天武の享年は、舒明三（六三一）年生まれとすれば享年五六歳、治世一四年とすれば、即位時四三歳となる。

これに対して、女帝の即位年齢は、推古は享年七五歳、治世三七年によれば、即位時三九歳、皇極（斉明）は『紹運録』などに享年六八歳とし、治世は皇極として四年、斉明として七年とすれば、即位時はそれぞれ四九歳と六二歳となる。持統は享年五八歳、治世は八年で、即位時は四六歳となる。年齢という要素に限るならば、女帝の即位も四〇歳以上という同様な傾向が指摘でき、この点での性差は存在しないと結論できる。

おおよその傾向としては、四〇歳以上の即位が多くみられ、高齢であることが大王・天皇即位にとってはおもしろく有利であったことが確認でき

る。四〇歳以下は大王即位の適齢期に達しないという意味で、いまだ若年という感覚が存在したと思われる。

大王や天皇の即位において年齢が大きな要素であったことは多くの事例により確認される。第一には舒明の即位時に、三七歳であった田村（舒明）よりも年少であった山背大兄は「汝肝稚之」と推古に評され、田村の即位を第一とする遺詔が出されていること。<sup>(54)</sup>第二には、孝徳の即位時に、古人大兄が「昔天皇所生、而年長」という年齢を根拠に即位が求められていること。<sup>(55)</sup>第三に斉明朝における有間の謀反において、十九歳では「未レ及成人」として徳がないと評されていること。<sup>(56)</sup>第四に聖武は二四歳での即位以前に、「年齒幼稚、未レ離ニ深宮」とあるいは「美麻斯親王乃齡乃弱尔、荷重波不堪<sup>(58)</sup>」と評された。第四に、二六歳で即位した淳仁は「雖レ未ニ長壯」と評された。<sup>(59)</sup>第五に、六二歳で即位した光仁（白壁王）は「年齒毛長<sup>(60)</sup>奈利」がその理由とされた。このように、即位の条件として年齢が大きな要素であり、高齢であることがむしろ有利とされている。

即位の適齢期に達していない三二歳の欽明が「幼年浅レ識、未レ閑ニ政事」という理由により、形式的にせよ「明閑ニ百揆」の山田皇后に即位を要請し、その固辞により即位できたことは年齢を重視する即位条件からすれば当然であったと考えられる。

以上によれば、大王即位の適齢期に達していないという意味で、欽明の「幼少」との文言は用いられたと考えられる。即位時に三十歳前後という年齢に対して、大王即位において謙讓的修辭を含みながらも「幼年」と位置付けることには妥当性があったと考えられる。とりわけ継体・安閑・宣化の即位年齢が高齢であったことも無関係ではないであろう。

四〇歳以下の即位は欽明を除けば敏達と舒明だけであるが、敏達の三五歳での即位については「朕疾甚。以ニ後事一属レ汝」という欽明の遺詔ともいえるべき強い意思により即位が実現しており、舒明の三七歳での

即位については、田村(舒明)を第一、山背大兄を第二とするやはり推古の遺詔により決定している。<sup>62</sup>このように前大王の遺詔は重視されていたが、欽明即位の場合には明瞭な前大王からの意思表示がなかった点が大きな問題であった。そこで、前大王の遺詔を補う即位正統化の理由付けとして、継体から宣化までのキサキたちのなかで、安閑のキサキで年長、かつ有力なキサキ宮を経営していた春日山田からの即位要請が必要とされたのではないか。皇統譜上の母という元キサキたる立場により、飯豊がおこなった次期大王の指名と同じ役割を、春日山田が果たしたと考えられる。

一方で、「尊二皇后一曰二皇太后一」という表現に象徴される生母をオオキサキとして尊重する流れもあり、年長の元キサキたる春日山田皇(皇統譜上での母||皇祖母スメミオヤ)と実母のキサキたる手白香皇后(生母||大御祖オオミオヤ||皇太后)の序列化が欽明朝の成立において必要であったが、実質的には性格の異なる二人のオオキサキが存在するため、その止揚は不十分な段階であったと考えられる。

なお、仁賢の娘で、宣化の「皇后」とされる橘仲やその娘で欽明「皇后」とされる石姫には顕著な活動がみられない。彼女たちには前王系の継承(仁賢の娘、宣化の娘)という役割が大きい、春日山田および手白香の陰に隠れた存在であった。これは、現キサキだけでなく元キサキを含めて最上位のキサキたる「大后(オオキサキ)」の身分が大王と同じく終身であり、その死により入れ替わる性格であったためと考えられる。<sup>63</sup>石姫については、実子の敏達が即位することにより「皇太后」||「大后」として振る舞う可能性があったが、欽明から敏達への遺詔による円滑な王位継承により、少なくとも「代替わり」における大后の政治関与の機会はなかった。

#### (四) 堅塩媛

欽明朝には、用明・推古の母になった妃として蘇我出身の堅塩媛がいる。実子の用明と推古が後に即位し、「天寿国繡帳銘」には「大后」と表記される。大王の生母という「大后」の必要条件是満たしているが、その称号は欽明朝当時のものとは考えにくい。すなわち、欽明朝の初期には春日山田および手白香というより上位のキサキが存在し、後半においても欽明「皇后」で敏達「皇太后」となった石姫の生存が確認されるためである。おそらく、実子たる推古の即位により、「改二葬皇太夫人堅塩媛於檜隈大陵一」という欽明陵への合葬という格上げが可能となり、「大后」号が追号されたと考えられる。

#### (五) 広姫・額田部(推古)

『日本書紀』では敏達朝には広姫と額田部(推古)の二人が「皇后」として位置付けられている。ただし、広姫は「皇后」とされた同じ年に死没したとあり、以後は蘇我系の額田部が有力化する。加えて広姫は、より上位のキサキたる敏達「皇太后」の石姫の存在や、死後においても実子たる彦人大兄が即位しないため「大后」の必要条件を満たしていない。<sup>64</sup>

一方、蘇我氏系の額田部(推古)は、広姫の死去後に「皇后」とされたとある。しかし、「皇后(キサキ)」としての執政記事は乏しいが、宮経営や経済的基盤についての記述は比較的豊富である。

まず「立皇后」の翌年には「私部」が設置されている。<sup>65</sup>通説では経済的基盤の設定により、嫡妻の地位を強化したと考えられ、大王の嫡妻たる大后制の成立時期を考える大きな指標とされてきた。<sup>66</sup>しかし、大后が元キサキを含んだ最上位のキサキを示すとすれば、現キサキに限定した嫡妻の議論は相対化の必要があり、王系の確立時期や複数大兄の存在、皇后を明記しない『古事記』の系譜記載などによれば、王族皇后や嫡子

の即位を指標とする視角も再検討の余地がある。大王存命中の有力キサキの役割と没後における最上位の元キサキたる大后の役割は区別すべきであり、女帝の出現は主に後者の視角から分析すべきと考える。

一方、私部の設置と対応した額田部の宮経営については、用明紀に敏達の寵臣であった三輪君逆が隠れた場所として「後宮」とあり、「謂ニ炊屋姫皇后之別業」。是名ニ海石榴市宮一也」と注記されている。明らかに敏達の経営した大王宮とは別の場所にキサキの経営拠点＝別業が存在したことがうかがわれる記載である。この他、推古朝の豊浦宮に発展した「牟久原後宮」や「耳无宮」＝「耳无行宮」の存在も確認される。

つぎに敏達の死去後における額田部（推古）の政治的地位の変化を検討するならば、彼女の実子は後に即位しておらず「皇太后」を追号されていない点はまず留意される。にもかかわらず「天寿国繡帳銘」には「大后」の称号がみえている。これは推古朝以後に蘇我氏の立場から、敏達の「嫡妻」的立場さらには敏達没後の元キサキの活動に対して追号したものと推測される。その背景には、広姫・石姫の死後（時期不明）は有力な元キサキが存在せず、事実上嫡妻の立場で、最上位のキサキとして活動できたことが指摘できる。ここに初めて、従来の「皇太后」（現大王の母）から「皇后」（嫡妻）へ「大后」がシフトする契機が生まれたと考えられる。

敏達の存命中には額田部による政治関与の記載はみえないが、死去後においては、敏達の殯を主催したこと、穴穂部の誅殺を許可したこと、さらには崇峻を次期大王に指名したことなど、実質的な大王代行をおこなっていることが確認できる。こうした延長線上に推古女帝の即位がおこなわれている。従来は、推古の政治について「大臣」馬子と「摂政」厩戸を中心に位置付けられ、推古は形式的君主とされることが多かったが、彼らは推古の命令（詔）により活動していること、馬子による葛城県の割譲要求を拒絶したことなどを重視するならば、推古の大王として

の主体性は否定できず、少なくとも三極構造として政治基調を考察する必要がある。推古の女帝即位へのプロセスは、皇太后（現大王の生母）としての立場ではなく、敏達のキサキであったことを基礎に、王族内部の女性尊属としての立場から、大王の一時的代行や次期大王の指名を経て、群臣にその執政能力が評価されることにより女帝として推戴されたものと位置付けられる。ここに、現大王の生母から大王の嫡妻さらには皇統譜上の母たる実母でない元キサキへの「大后」号の拡大を確認することができる。

#### （六）穴穂部間人

用明朝には穴穂部が用明の「皇后」とされているが、顕著な執政記事はない。実子は即位せず、「皇太后」は追贈されていない。「大后」たる額田部の存在により、元キサキとしての存在感が薄かったと考えられる。ただし、「天寿国繡帳銘」に「大后」、「法王帝説」に「鬼前大后」とある称号は、「尾治大王」「大王（厩戸）」と同じく推古朝以降の蘇我氏の立場からのものと考えられ、「大王」（厩戸）として位置付けられた実母としての擬制による表記と考えられる。ただし、用明の「后」という用例もあり、「后」と「大后」が使い分けられているとするならば、現キサキに用いる「后」号に対して、「大后」号には元キサキ、大王の実母という意識が強かった証拠ともなる。

#### （七）宝（皇極・斉明）

天智・天武の母である宝は、舒明「皇后」とされ、後に皇極・斉明として即位する。推古の没後には、元キサキに有力者が存在しなかったことから、舒明のキサキのなから最上位のキサキが出現することとなる。舒明のキサキでは古人大兄を生んだ蘇我馬子の娘である法提郎媛と葛城（中大兄）を生んだ宝の二人が有力であった。敏達の死後に宝が即位した

事情は明記されていないが、中大兄は舒明没時に一六歳であったように、舒明の子たる古人大兄と葛城(中大兄)のどちらかを即位させるにしても十分な年齢に達しておらず、年齢(即位時四九歳)や資質<sup>(79)</sup>において群臣に評価された宝が即位することとなったと考えられる。その条件として、舒明のキサキであったことや、前大王との血縁的な近さ、王族内部の女性尊属としての立場などが評価されたと考えられる。

皇極は弟たる孝徳の即位により「皇祖母尊」「王母」という称号を与えられている。すなわち、最上位の元キサキだが、孝徳は実子ではないので「皇太后」とはならず、先述の春日山田や額田部と同じく皇統譜上の母(孝徳の擬制的母)として位置付けられている。<sup>(82)</sup>ところが、実子たる天智が即位すると「皇太后天皇」「中宮天皇」という現大王の実母としての位置付けに変化する。この例においても、元キサキの称号は、現大王との関係性で変化することが確認される。

#### (八) 糠手姫・吉備姫

『日本書紀』には「嶋皇祖母」の称号を与えられた人物が二人いる。一人は天智の祖母で舒明の母である糠手姫で、もう一人は皇極(斉明)と孝徳の母である吉備姫である。前者は天智紀に「嶋皇祖母」とある。彼女たちはその名称から貸稻への関与や嶋宮の経営の可能性が想定される。<sup>(86)</sup>一般には天智の祖母にあたることから祖母に対する名称と理解される<sup>(86)</sup>ことが多い。しかし、現大王との関係性を厳密に考えるならば、天智の即位前の記載であり、糠手姫の夫たる彦人大兄に対しては祖父を意味しない「皇祖大兄」の称号が与えられていることを重視するならば、斉明(皇極)および舒明に対する皇統譜上の父母として位置付けるべきものと考ええる。すなわち、糠手姫は大王舒明の実母であり、元キサキではないので「皇太后(オオキサキ)」とは異なる「皇統譜上の御母」としての称号が必要とされたと考えられる。すなわち、「皇祖母(スメミオヤ)」

は、直系王統が意識されたときに、現大王にとって生母かつ元キサキ(皇太后オオキサキ)ではない、皇統譜上の母たる女性尊属(キサキでない実母、あるいは実母でない元キサキ)に対して用いられる称号であったと考えられる。同様に吉備姫も、皇極紀と孝徳紀に「吉備嶋皇祖母」として用いられている。すなわち、現大王たる皇極・孝徳に対して実母だが、元キサキではない王族内部の女性尊属に対して、皇統譜上の御母を示す称号として与えられたものであろう。

#### (九) 間人・倭姫

孝徳朝に間人は「皇后」として位置付けられるが、顕著な執政記事はない。さらに、実子は即位しないので「皇太后」の尊号はされていない。ところが、『日本書紀』における唯一の「皇后」の記載が天智紀に二例みえる。一例は天智「皇后」たる倭姫に対する即位要請の記載だが、もう一例が斉明の死後において「間人大后」とある。これは、「大后」たる皇極(斉明)の存在により、間人は孝徳・斉明朝ではキサキの一人にすぎなかったが、斉明の没後に生母でない元キサキとして王族内部の女性尊属となり「大后」(天智の擬制的母)に位置付けられたと考えられる。この場合「間人大后」の称号に、実子の即位が必要条件となっていない点が重要である。間人については、「中皇命」「仲天皇」の名称が用いられていることから、天智の即位や「称制」「摂政」との関係で議論がされている。<sup>(90)</sup>『日本書紀』の「皇太子謂」「天皇」「勅」などの用例を重視すれば、<sup>(91)</sup>称制時の中大兄は「天皇」として位置付けられていないこととなり、形式的には「大后」間人による大王代行が想定される。天智の即位は大后間人の死去後であり、両者には密接な関係がある。中大兄による「称制」「摂政」の内実は、額田部にみられたような「大后」間人による大王代行を前提とすれば理解しやすい。「中皇命」「仲天皇」の意味は、斉明の次(二番目)の天皇としての位置付けを追号されたものであろう。

一方、天智「皇后」の倭姫は、おそらく「太后」間人の死後に「太后」としての地位を継承し、大友に対する擬制的母として「請奉二洪業一、付二属太后一」や「奉二天下一附二皇后一」とあるように、天武による称制または即位要請をうけることとなったと想定される。

## ② 大後の国政参与と女帝即位

これまで飯豊以降の有力女性王族を個別に検討してきたが、その内容をまとめるならば以下のようになる。

令制以前には現キサキと元キサキの区別が存在せず、そのうちで最上位の者を示す称号が「太后（オオキサキ）」であった。現大王即位による生母への追号が例外なく「皇太后（オオキサキ）」とされるのは、単なる令制の『日本書紀』への反映ではなく（令前には死後の追号がない）、実子の即位が最有力化の大きな条件であったためと考えられる。堅塩姫は、推古朝に実子の推古即位で皇太夫人から太后と変化し、皇極も当初は弟孝徳の即位により皇祖母尊・王母（皇統譜上の母）であったが、実子天智の即位により皇太后天皇へと変化した。これは、実子の即位により尊号が変化するものであったことを示している。<sup>(94)</sup>したがって、『古事記伝』以来の嫡妻⇨太后から大御母への拡大という通説は疑問となる。ただし、大王と同じく大後の身分は終身であり、その死により入れ替わるので、敏達朝の石姫・広姫から額田部、天智朝の間人から倭姫への交替のように元キサキが死没すれば現キサキのなかからオオキサキ（嫡妻）が二次的に出現する可能性は存在したと考えられる。実子の即位という結果を重視して嫡妻の地位が遡って明確にされたのであり、欽明朝以降、生母・嫡子の関係が一つの血筋に限定化することによって王族の觀念が歴史的に発生したのであり、この逆ではない。<sup>(95)</sup>こうした王系の確立や複数大兄の存在、皇后を明記しない『古事記』の帝紀的系譜記載などによれば、

大王の嫡妻としての太后制という命題は再検討の余地がある。「太后」号は最上位のキサキの意味で用いられ、特定の王系が確立しない段階では、現大王の実母たる元キサキが最も有力であったが、やがて王系の確立にともない、自目的に有力な現キサキ（嫡妻）や皇統譜上の母たる女性尊属（キサキでない実母、あるいは実母でない元キサキ）に対しても用いられるようになった。

ちなみに、光明子の立后において「天都位 尔嗣坐 倍位次 止為 氏皇太子 侍豆、由是其婆婆 止在 須藤原夫人 乎 皇后 止定賜」とあるように、皇太子（基王）の母であったことが強調されるのは、皇后たる地位が実子の即位により認定された伝統に準拠したものと考えられる。<sup>(97)</sup>

王位を争う有力なヒツギノヒメミコが存在しないこと、現キサキとしての輔政・共治は初期には顕著に認められないことなどを重視すれば、大後の国政参与は王権の安全弁としての役割を果たしたと位置付けられる。

### (A) 次期大王の指名

太后による国政参与のプロセスとしては、前大王の殯を主催する期間を中心に次期大王を指名することがおこなわれた。<sup>(98)</sup>具体的には、飯豊による顕宗・仁賢の指名、春日山田による欽明の指名、額田部による崇峻の指名などである。このような太后による次期大王の指名は、前大王の意志が遺詔などにより示されている場合には、顕在化せず、安定的な王権継承において補完的な関係にあったと考えられる。継体から安閑の場合には、実質的な讓位であり、欽明から敏達、推古から舒明の場合は遺詔による継承となっている。太后の存在は、大王による主体的な執政や王位継承が機能しない場合に、その安全弁的、補完的役割を果たしていたと位置付けられる。大王の存命中に顕著な執政記事がみえないのもこうした性格によると考えられる。

### (B) 大王代行（臨朝称制）

太后による国政参与のプロセスとしての次の段階は、一時的な大王代行で、飯豊による「臨朝秉政（ミカドマツリゴトシタマウ）」、天武没後の持統と草壁による「臨朝称制（ミカドマツリゴトキコシメス）」の事例がある。前者は即位を前提としない点で後者とは区別される。後者は、「立為ニ皇后一。皇后從レ始迄レ今、佐ニ天皇一定ニ天下一。毎於侍執之際、輒言及ニ政事一、多レ所ニ毗補一」というキサキとしての執政実績と、「皇后宮之私稱五千束」という独自の経済基盤の存在を背景として、「天下之事、不レ問ニ大小一、悉啓ニ于皇后及皇太子一」という「臨朝称制」が導かれ、さらにその延長線上に女帝としての即位を位置付けることができる。中国における称制は、「太后臨朝称制」といわれるように、天子幼少時に皇太后が政令執行をするもので、幼帝の即位が前提になっている点異なる。春日山田が即位要請の理由として「明閑二百揆一」とされた点や用明没後の額田部による穴穂部暗殺の命令などを考慮すれば、彼女たちも宣化や用明没後の一時期に大王代行をおこなっていたことが想定される。さらに、斉明没後の間人と中大兄による称制、天智没後の倭姫と大友による称制の可能性も想定でき、こうした先例は、後の女帝たる持統太上天皇と文武天皇の関係となり、中国の皇太后臨朝と類似した天皇と太上天皇という共治体制に発展していくと考えられる。また、聖武太上天皇没後の紫微中台を拠点とする光明子による皇太后臨朝は、「朕後 尔 太后 尔 能 仕 奉 助 奉 礼 止 詔」とみえる聖武による遺詔を根拠として実現している。光明皇太后と孝謙天皇の共治体制は、王権継承における安全弁として機能している。以上のように、男女の性別に関係なく、年齢・資質の面で大王・天皇の執政能力に不安がある場合には、太后（皇太后）が一時的に補佐する体制があったと考えられる。

### (C) 女帝としての即位

(A) 次期大王の指名や (B) 大王代行（臨朝称制）よりも太后による国政参与が進むと、女帝としての即位が考えられる。その条件としては、有力な王族たる大兄・皇弟（王弟）らが大王即位の適齢期たる四〇歳前後に達していない場合であり、太后が王族の女性尊長として即位したものと考えられる。具体的には、推古（三九歳）の即位時における厩戸（一九歳）、皇極（四九歳）の即位時における古人大兄と中大兄（一六歳）、斉明（六二歳）の即位時における中大兄（三〇歳）、持統（四六歳）の即位時における草壁（二八歳）、元明（四七歳）の即位時における聖武（七歳）、元正（三五歳）の即位時における聖武（一五歳）などの事例のように、太后と有力皇子との相対的年齢に加えて、大王の元キサキ、官経営の実績などにより女帝としての即位が、より王権の安定に寄与すると群臣に評価されたものと考えられる。

以上によれば、オオキサキ（現大王の実母）またはスメミオヤ（皇統譜上の母）という王族内部における女性尊長としての立場とキサキ宮経営の実績により、執政能力が群臣に承認されれば、次期大王の指名や一時的な大王代行を経ることにより、女帝の即位は、有力な王族たる大兄・皇弟（王弟）が若年の場合（大王の即位年齢は基本的に四〇歳以上）より優先されたと考えられる。

### おわりに — 律令制下の女帝 —

さいごに、律令制下の女帝を展望して本稿の結びとしたい。

「女帝」の法規定としては、継嗣令一皇兄弟条の本注に「凡皇兄弟皇子。皆為ニ親王一。女帝子亦同」とある。これは、古記にも引用される本注で大宝令段階から存在したと考えられる。古記や穴記の解釈によれば、「古記云。女帝子亦同。謂。父雖ニ諸王一猶為ニ親王一。父為ニ諸王一。」

女帝兄弟。男帝兄弟一種」とあるように、女帝の子および兄弟を親王とすることは明らかである。大宝令文は「女帝」の出現を想定し、女帝の子・兄弟を皇位継承の可能性がある「親王」と規定していることは重要であり、女帝の実子の即位を想定したものである。この点は、いわゆる女帝中継ぎ論では説明できない。皇太后即位ではない元正・孝謙（称徳）などの場合には新たな王系創出の可能性が存在したことになる。彼女らが未婚であったのは偶然ではない。

すでに論じたことがあるが、いわゆる「不改常典」法の内容は、男子による直系継承を規定したのではなく、天智から大海人への讓位の意志表示を先例とするもので、讓位・立太子・遺詔などの手段による先帝という理念と「不改常典」による娘の孝謙への讓位という現実と、中継ぎ女帝論の立場を取る限り必ずしも整合しない。

なぜ元明・元正の即位に立太子が必要とされず、孝謙即位には立太子が必要とされたのかこれまで説明されてこなかった。宣命によれば元明・元正は現天皇に対する「ミオヤ」であり、孝謙は「ワガコ」として即位している。これは血縁によらない地位継承関係と血縁の親子関係を峻別する意識が乏しかった当時の系譜意識と無関係ではなく、宣命にしばみえる「ミオヤ」「ワガコ」という皇統譜における父母子関係の位置付けが異なっていたことに由来する。こうした皇統譜上では、天智と倭姫、天武と持統、草壁と元明、文武と元正（皇統上の母＝皇祖母）・宮子（生母＝大御祖）、聖武と光明子、淳仁（聖武の「皇太子」に擬制）と孝謙、という流れが意識され、元明や元正も「中継ぎ」ではなく「ミオヤ」として父子直系関係と同格に位置付けることが可能となる。

古代女帝の終焉は、太上天皇および皇太后の尊号宣下により王の終身性を否定し重祚の可能性をなくす政策が嵯峨朝におこなわれたため、これに連動して皇太后天皇としての即位の可能性がなくなったことが背景

にある。<sup>(10)</sup>以後、近世の明正・後桜町を含めても元皇后たる資格で即位したいいわゆる皇太后天皇は出現していない。

結論として、「女帝中継ぎ説」の根拠は薄弱であり、「皇位継承上困難な事情」とは男性による即位ができないという以上の説明しかなされておらず、性差や王権構造を組み込んだ女帝論ではなかった。<sup>(10)</sup>草壁・文武・聖武と持統・元明・元正の即位は宣命や律令により同じレベルで正統化されており、父子継承のみを強調するのは一面的な評価と考えられる。

## 註

(1) 一九四七（昭和二十二）年に制定された皇室典範の第一条には「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」と定め女帝の即位を否定している。これは、同年制定の「日本国憲法」第二条の「皇位は世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」という規定に対応するが、一八八九（明治二十二）年に発布された旧皇室典範第一条の「大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス」との規定を踏襲している。男女平等を定める「日本国憲法」第十四条との整合性に疑問が残る規定の一つとなっている。旧皇室典範の準公的な逐条解説とされる「皇室典範義解」では、「統日本紀」にみえる和氣清麻呂の「天之日嗣、必立皇緒」との文言を引用し「皇統は男系に限り女系の所出に及ばざるは皇家の成法なり」とし、推古天皇以降の女帝の即位については、「幼帝の歳長するを待ちて位を伝えたまはむとするの権宜に外ならず。之を要するに、祖宗の常憲に非らず。而して終に後世の模範と為すべからざるなり」と解説している。「男系主義は日本古来の伝統」であり「日本における女帝の即位は特殊」との見解はすでに明治期に主張され、「皇位継承を男系の男子に限ることを史実に根拠を置いて主張しようとするれば、我が国古来の女帝は摂位であり、いわば中継ぎの為の君主であって、それはあくまで皇位継承の正常な状態ではないことを強調する必要がある」ためであったとされる（小林宏「井上毅と女帝廃止論」『梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』木鐸社、一九九二年、三三三頁）。さらに、女帝の可否については女帝の制を我が国古来の慣習とみるかどうかの問題だけでなく、女帝の配偶者たる皇婿をめぐる問題も議論されていたが、男尊女卑の観念、国民の政治意識、国民感情などの評価により水かけ論に陥る危険性から、公的な理由づけたる「皇室典範義解」から排除されたとされる。ちなみに、当時の古代女帝認識は、小中村清矩の「女帝考」「女帝論」に依拠していたとされるが、そこでは皇嗣成人までの中継ぎによるもの（持統・元明・元正・

- 後桜町)だけでなく、国内の政治的事情によるもの(推古・皇極)、父帝の個人的意思によるもの(孝謙・明正)との理由も考慮されていたことは注目される。
- (2) 井上光貞「古代の女帝」(『天皇と古代王権』岩波書店、二〇〇〇年、初出一九六四年、二二三・二一九頁。
- (3) 同「古代の皇太子」(同前、初出一九六五年)、一六五・一六六頁。
- (4) 上田正昭「日本の女帝」(講談社、一九七一年)。
- (5) 小林敏男「女帝考」(『古代女帝の時代』校倉書房、一九八七年)。
- (6) 荒木敏夫「日本古代の皇太子」(吉川弘文館、一九八五年)。
- (7) 河内祥輔「古代政治史における天皇制の論理」(吉川弘文館、一九八六年)、荒木敏夫「可能性としての女帝」(青木書店、一九九九年)。
- (8) 岸俊男「光明立后の史的意義」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年、所出一九五七年)。
- (9) 津田左右吉「日本古典の研究」上(『津田左右吉全集』一、岩波書店、一九六三年)、吉村武彦「倭国と大和王権」(『岩波講座日本通史』二、岩波書店、一九九三年)。
- (10) 小林敏男「大后制の成立時期について」(註(5)前掲書、初出一九八一年)。
- (11) 吉田晶「古代国家の形成」(『岩波講座日本歴史』二、岩波書店、一九七五年)。
- (12) 成清弘和「大后についての史料の検討」(『日本書紀研究』一、塙書房、一九七九年)。
- (13) 山尾幸久「日本国家の形成」(岩波書店、一九七七年)。
- (14) 岸俊男註(8)前掲論文。
- (15) 小林敏男「称制考」(註(5)前掲書、初出一九八二年)。
- (16) 折口信夫「女帝考」(『折口信夫全集』二〇、中央公論社、一九五六年)。
- (17) 『日本書紀』顕宗即位前紀。
- (18) 同前。
- (19) 拙稿「額田部氏の系譜と職掌」(『国立歴史民俗博物館研究報告』八八、二〇〇一年)、九四頁。継体朝以降は、忍海角刺宮に奉仕した名代として新たに位置付けられたと考えられる。
- (20) 笠井倭人「中国史書における百済王統譜」(『古代の日朝関係と日本書紀』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九七五年)。
- (21) 義江明子「日本古代系譜様式論」(吉川弘文館、二〇〇二年)、同「系譜様式論からみた大王と氏」(『日本史研究』四七四、二〇〇二年)。
- (22) 山尾幸久「日本古代王権形成史論」(岩波書店、一九八三年)。拙稿「継体天皇」(『古代の人物』一、清文堂出版、二〇〇三年予定)。
- (23) 拙稿「推古朝と古代国家」(アエラムック『古代史がわかる』朝日新聞社、二〇〇二年)。
- (24) 伝承が混乱しており、巫女性や不婚の問題は不詳とせざるを得ない。
- (25) 平野邦雄「いわゆる「古代王朝論」について」(改稿して『大化前代政治過程の研究』吉川弘文館、一九八五年、所出一九七七年)。
- (26) 『日本書紀』継体元年三月甲子条。
- (27) 荒木敏夫註(7)前掲書、八〇頁。小林敏男註(10)前掲論文、一一九頁。ただし、同「なぜ女帝が即位したのか」(『争点日本の歴史』二、新人物往来社、一九九〇年)においては、「明らかに律令制下の皇后の投影とみるべき」とされ、持統の称制記載とは区別する立場をとっている。
- (28) 『日本書紀』継体七年十二月戊子条。
- (29) 『日本書紀』継体元年三月癸酉条。
- (30) 『日本書紀』継体元年二月庚子条。
- (31) 『日本書紀』欽明即位前紀。
- (32) 『古事記』武烈段。
- (33) 『日本書紀』継体即位前紀。
- (34) 川口勝康「在地首長制と日本古代国家」(『歴史学研究』別冊、一九七五)、原島礼二「部民制の再検討」(『日本古代王権の形成』校倉書房、一九七七年)、山尾幸久註(22)前掲書、高橋明裕「古事記の御名代観念と王統譜」(『新しい歴史学のために』一三五、一九九九年)など。
- (35) 『日本書紀』安閑元年十月甲子条。
- (36) 古典文学大系『日本書紀』下(岩波書店、一九六五年)、六四頁の頭注。
- (37) 『皇室制度史料』三(吉川弘文館、一九八九年)、一頁。
- (38) 木下正子「日本古代后権に関する試論」(『古代史の研究』三、一九八一年)。
- (39) 小林敏男註(10)前掲論文。田村葉子「ヤマト王権下のキサキについて」(『総合女性史研究』八、一九九一年)。
- (40) 萩原千鶴「女鳥王物語と春日氏后妃伝承の定着」(『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年)。
- (41) 『日本書紀』継体八年正月条。
- (42) 『日本書紀』安閑元年四月癸卯条。
- (43) 『日本書紀』継体八年正月条。
- (44) 『日本書紀』安閑元年四月癸卯条。
- (45) 『日本書紀』安閑元年閏十二月是月条。
- (46) 『日本書紀』安閑元年七月辛巳条。
- (47) 三崎裕子「キサキの宮の存在形態について」(『史論』四一、一九八八年)。
- (48) 『日本書紀』安閑元年十月甲子条。
- (49) 『日本書紀』欽明即位前紀。
- (50) 同前。

- (51) 井上光貞註(3) 前掲論文、二三四頁。
- (52) 『日本書紀』に崩年記載がないものについては、『国史大辞典』九(吉川弘文館、一九八八年)の「天皇一覽」所収の生没年記載に基本的に従った。
- (53) 『二代要記』『紹運録』の六五歳説は天智より年上になることから、五六歳の倒錯と考える説に従う。
- (54) 『日本書紀』推古三十六年三月壬子条。
- (55) 『日本書紀』孝徳即位前紀。
- (56) 『日本書紀』齊明四年十一月庚寅条。
- (57) 『統日本紀』靈龜元年九月庚辰条。
- (58) 『統日本紀』神龜元年二月甲午条。
- (59) 『統日本紀』天平宝字元年四月辛巳条。
- (60) 『統日本紀』宝龜元年八月癸巳条。
- (61) 『日本書紀』欽明三十二年四月壬辰条。
- (62) 『日本書紀』舒明即位前紀。大伴鯨の発言に「既從ニ天皇遺命一耳。更不レ可待ニ群言一」とあるように、群臣の推戴よりも前大王の遺詔が重視されていたことは明らかである。
- (63) 山尾幸久註(13) 前掲書。
- (64) 『日本書紀』敏達元年四月甲戌条。
- (65) 『日本書紀』推古二十年庚午条。
- (66) 彼女の子孫たる彦人大兄(舒明)の系列が後に主要な王系として位置付けられたため、「皇后」記載や「皇子」として彦人大兄の執政を印象づけることがおこなわれたのではないか。
- (67) 『日本書紀』敏達六年二月甲辰条。
- (68) 岸俊男註(8) 前掲論文。
- (69) 『日本書紀』用明元年五月条。
- (70) 三崎裕子註(47) 前掲論文。
- (71) 『元興寺縁起』。
- (72) 同前。
- (73) 『日本書紀』推古九年五月条。
- (74) 『日本書紀』用明元年五月条。
- (75) 『日本書紀』崇峻即位前紀。
- (76) 同前。
- (77) 『日本書紀』推古即位前紀。
- (78) 『日本書紀』推古三十二年癸卯条。
- (79) 雨を降らせるシャーマンの能力(『日本書紀』皇極元年八月条)や百濟救援における軍事指揮能力(同齊明六年十二月庚寅条)など卓越した資質があったと

- 考えられる。
- (80) 『日本書紀』孝徳即位前紀。
- (81) 大阪府文化財調査研究センター『難波宮跡北西の発掘調査』二〇〇〇年、一八・一九頁所収の九号木簡。
- (82) 拙稿「書評篠川賢『日本古代の王権と王統』(『歴史学研究』七六〇、二〇〇二年)。
- (83) 『日本書紀』天智六年二月戊午条。
- (84) 野中寺弥勒菩薩像銘文。
- (85) 『日本書紀』天智三年六月条。
- (86) 拙稿「嶋宮の伝領過程」(『古代王権と都城』吉川弘文館、一九九八年、所出一九八六年)。
- (87) 『日本書紀』皇極二年九月丁亥条、同大化二年三月辛巳条。
- (88) 『万葉集』卷一・一〇〇番歌詞書。
- (89) 「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」。
- (90) 小林敏男註(5) 前掲書、押部佳周「甲子の宣」の基礎的研究」(『日本古代の國家と宗教』下巻(吉川弘文館、一九七八年)など)。
- (91) 『日本書紀』天智六年二月戊午条、同三年二月丁亥条、同三年十月乙亥条。
- (92) 『日本書紀』天智十年十月庚午条。
- (93) 『日本書紀』天武即位前紀。
- (94) 平安時代にも現天皇との関係で、夫人や女御から皇太后に格上げされることは多くあり、皇后からの昇格は逆に光明子などをのぞけば少ない。
- (95) 皇后を王族に限定するのは、『日本書紀』の特異な事例であり、現実には内親王などを皇后とする事例は少なく、光明子以降は基本的に非王族の藤原氏出身により占められる。
- (96) 『統日本紀』天平元年八月壬午条。
- (97) 荒木敏夫註(7) 前掲書。
- (98) 大后の役割を考える場合、漢の呂太后が劉氏の社稷を全うする立場にあったとみなされていたことは注目される(谷口やすよ「漢代の皇后権」『史学雑誌』八七一・一一、一九七八年)。
- (99) 『日本書紀』持統稱制前紀。
- (100) 『日本書紀』朱鳥元年四月壬午条。
- (101) 『日本書紀』朱鳥元年七月癸丑条。
- (102) 『統日本紀』天平宝字元年七月戊申条。
- (103) 拙稿「聖武朝の政治と王族」(『高岡市万葉歴史館叢書』一四、二〇〇二年)、同「宣命」(『文字と古代日本』一文配と文字、吉川弘文館、二〇〇三年予定)。
- (104) 拙稿「太上天皇制の展開」(『古代王権と官僚制』臨川書店、二〇〇〇年、初出

一九九六年。

(105) 義江明子「古代女帝論の過去と現在」(『天皇と王権を考える』七岩波書店 二〇〇二年)によれば、「『なぜ古代には女帝がいたのか』という問いとその答え」

「巫女」・「中継ぎ」(「自体が近代の言説である」と位置付ける。

〔付記〕女帝論の研究史整理については、拙稿「古代女帝論の現状と課題」

『歴史評論』六四二号、二〇〇三年)を参照されたい。

(国立歴史民俗博物館歴史研究部)

(二〇〇三年一月二十七日受理、二〇〇三年五月九日審査終了)

---

## **The Emergence of Women Monarchs in Ancient Japan: *Okisaki* and *Sumemioya***

NITO, Atsushi

The purpose of this study is to reexamine the common notion at the base of arguments against women monarchs, such as "patrilinealism is Japan's tradition since antiquity" or "the ascension of women to the throne in Japan is exceptional." The present is in need of arguments on women monarchs that incorporate sexual difference and the structure of monarchical power. From the perspective of ancient history, this study reexamines the prerequisites of ascension by women, including factors such as age of ascension, talent, court management, economic strength, and the system privileging the first royal wife ("great royal wife") to the monarch.

Prior to the Ritsuryo polity, no difference existed between former and current royal wives. The highest in rank among such wives was granted the title of "great royal wife" (*okisaki* 太后). The later fact that without exception birth mothers to an enthroned monarch were posthumously titled *okisaki* 皇太后 does not reflect a shift towards the Nihonshoki of the Ritsuryo polity; the ascension of a birth child was a major factor in the maximization of power. As this reflects, with the ascension of one's birth son to the throne, a mother's royal title changed. The above calls into question the common notion that the invention of "great royal mother" 大御母 was an extension of "great royal wife" (first royal wife) in the period subsequent to *Kojikiden*.

At the same time, the rank of "great royal wife", like that of "great king" (*daio* 大王), was held until death, at which time a new "great royal wife" would be selected. If a former royal wife died, then the "great royal wife" would be chosen secondarily from among current wives. Given a birth son on the throne, the ranking of a "great royal wife" became clear. In the period subsequent to the court of Kinmei, the restricted identification of a birth mother and first child with a single bloodline resulted in the historical emergence of the notion of a royal family. Given a record of managing her court and the valued status within the royal family of "great royal wife" (the birth mother of the reigning monarch) and "royal grandmother" (*sumemioya* 皇祖母, the royal mother of a past monarch), and assuming her ability to govern was recognized by the aristocracy, such a woman could take priority over powerful but young first sons and royal brothers.

To conclude, the notion that women monarchs were "interim measures" has little foundation, while the concept of "troubled royal succession" says nothing more than that men were unable to ascend the throne. Neither is an argument about women monarchs that incorporates gender differences and the structure of royal power. The royal ascensions of the women Jito, Genmei, and Gensho were legitimated through edicts and codes on the same level as the ascensions of the men Kusakabe, Mommu, and Shomu. Any evaluation that emphasizes only patrilineal succession is one-dimensional.

---